

令和3年度
政策提言書



佐世保商工会議所青年部

目 次

□ご挨拶 1

佐世保商工会議所青年部 令和3年度 会長 渡口 太一

□はじめに 2

□第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言

1. 提言の背景 4

2. 提言内容

提言Ⅰ 「地域振興券を使ったハイヨーカル運動の取り組み」 8

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行について 11

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行議案書(案) 13

予想効果 16

3.まとめ 20

□第2章 「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

1. 提言の背景 21

2. 提言内容

提言Ⅱ 「育児のしやすい環境づくり」 23

【1】「病児保育施設の充実」

【2】「病児タクシーの導入」

3. まとめ 40

□おわりに 41

□付録 42

令和3年度 政策提言委員会名簿

◆ご挨拶

現在の日本の出生率は、低下傾向にあります。ここ数年は、特にその傾向が顕著で、1.34まで低下しております。長崎県はその中でも1.64と高い数値ではあります。このまま出生率の低下が進めば、人口減少による労働力の不足、少子高齢化による現役世代の負担増など、様々な問題が悪化の一途をたどります。

また、経済面では新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく落ち込んでおり、感染症対策として外出行動の抑制等が行われ、消費者行動がコロナ以前に比べて大きく変化したことが、大きな影響を及ぼしております。

我々が暮らすこの佐世保市も例外ではありません。いかに人材を確保し、経済を発展させるかが重要な課題です。

そこで、令和3年度の佐世保商工会議所青年部は、「人は力なり」をスローガンに掲げました。「人」が全ての行動の根幹にあり「人」が存在・続けることが何より重要です。当会の目的は、地域商工業の発展と、地域社会の福祉の増進に寄与することです。

5年に渡って行ってまいりました政策提言活動により佐世保市の多くのことを学ばせていただきました。そして、6年目となる令和3年度の政策提言テーマは「この情勢だからこそ、地元企業を大切に！」とし、佐世保市の地元企業の発展と、働く環境について捉え、昨年度からの内容も引き続き検討し、政策提言委員会を筆頭に取組んでまいりました。長文になりますが、最後までお日通しいただければ幸いでございます。

紙面未審、誠に恐縮ですが、行政機関の方々におかれましては難しい時期にも拘らず意見交換会にご協力いただきましたこと、一同を代表して心より感謝申し上げますとともに、当提言が地域の発展の一助となりますことを祈念し、書頭のご挨拶とさせて頂きます。

佐世保商工会議所青年部
令和3年度 会長 濱口 太一

◆はじめに

今年度も前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による世界的な大流行により、佐世保市でも令和3年の11月時点では、1,500人を超える新型コロナウイルス感染者が確認され、感染者数の増減により多くの制限や影響を受けることとなりました。

よりやくワクチン接種などの取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を犠牲なう事態を回避することが可能になってきたようです。世界的にみると未だにコロナ感染拡大をしている地域もあり、日本でも第6波が必ず起るだろうと言われる方も多數いらっしゃるなど、判断を許さない状況が続いています。（令和4年1月現在）しかしその状況下、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図ることが特に大切になっています。

2年以上続く感染症により、引き続き経済面での影響は非常に大きく、再開を待てずに倒産する企業も爆発的に増える予想が出るなどまさに問題が深刻化している現状だと思います。

今年度、政策提言活動を行うにあたり、佐世保商工会議所青年部では、この社会情勢下、佐世保の企業がすこしでも元気になる様にそして、共働きをする方が働くときにすこしでも負担が減るような方策を考えてみました。

今年度の提言テーマを「この情勢だからこそ、地元企業を大切に！」と掲げさせていただき、前年度に引き続きパーソナルに対する提言と、地元企業がより働きやすい環境になるための提言を挙げさせていただきました。

このコロナ禍で落ち込んだ経済がきしに動き出すように、佐世保市内の企業や店舗がより活動をしてくれなるような政策提言になるようと考えてまいりましたので、是非最後までご覧いただきます様よろしくお願い申し上げます。

この情勢だからこそ、地元企業を大切に！

◇提言内容

第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言

I 地域振興券を使ったバイローカル運動の取り組み

「地元消費で地元企業を活性化！ 今だからこそ改めてバイローカル！」

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行について

(仮)させぼ知ってお得！チケット発行議案書(案)

第2章 「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

II 育児のしやすい環境づくり

[1]「病児保育施設の充実」

[2]「病児タクシーの導入」

◇第1章 「地域振興券を継続的に発行する取り組み」に向けた提言

1. 提言の背景

昨年度に引き続きコロナウイルス感染症における影響を受け、全町の経営破たん件数が累計 2,486 件となったとのこと(R3. 11. 26 截止点)でコロナ禍以前の最高破たん件数だった、2011 年の 800 件の3倍以上の件数となっています。R3 年2月以降、月の破たん数は 100 件超えが続き、9 月には 160 件、10 月には 164 件と 2か月連続で最多の破たん件数を記録しました。

緊急事態宣言や、せん感防止等取扱の解除後もコロナ破たんが減少する気配はなく、11 月も前月と変わらないペースで推移しているとのことです。

飲食店などの営業制限の緩和など、消費関連企業を中心に需要回復への期待は高まっている上、最大規模の財政支出を伴う経済対策を実施する見通しとのことであります。経営体力の低下による息切れ破たんや、経済活動の本格再開に伴う資金需要や人手不足問題に対処できない企業が増えることも懸念され、コロナ関連破たんは息切れ型による脱落を中心に、引き続き高水準で推移する可能性が高まっています。

(参考: 東京商工リサーチ HP)

コロナ感染症の初の感染者が R2 年の 1 月に確認されて以降、約 2 年が経過しましたが、現在も感染者数は増減を繰り返し、そのたびに活動や県外移動の自粛などを余儀なくされています。海外や県外からの観光客も減少傾向のまま推移しており、地元企業の中にはネットショッピング対応への環境設備がひとつ負担となっています。大手ショッピングサイトに出店すれば、出店料や各種手数料が掛かります。併せて、自社の検索順位を上げるために、ポイント給付や広告費の出資も必要になり、さらにネット上の価格競争が激化している中で、出店を悩み諦める事業者も多く存在します。

しかし、そのような中、事業者によってはネットショッピング対応への環境設備がひとつ負担となっています。大手ショッピングサイトに出店すれば、出店料や各種手数料が掛かります。併せて、自社の検索順位を上げるために、ポイント給付や広告費の出資も必要になり、さらにネット上の価格競争が激化している中で、出店を悩み諦める事業者も多く存在します。

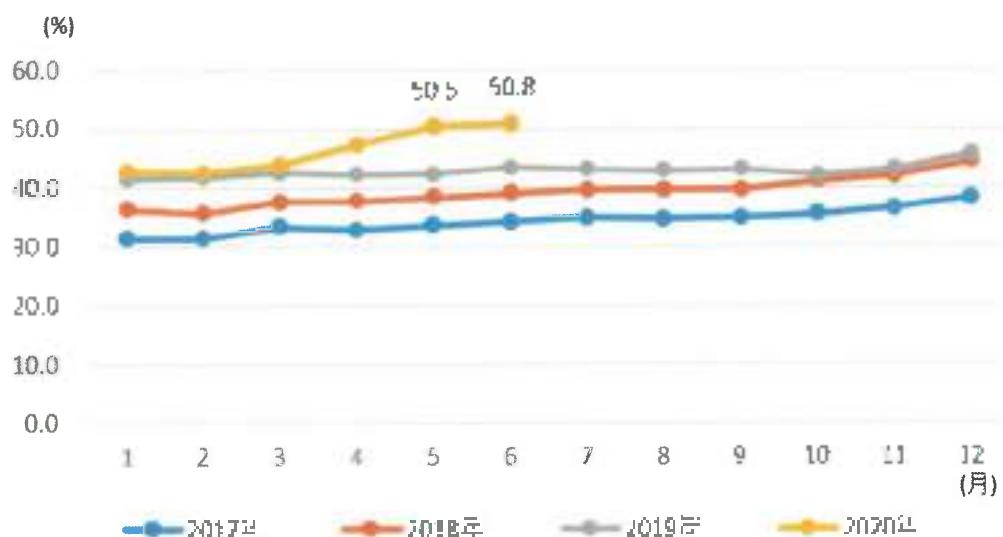


図1 オン・ショッピング利用世帯の割合の推移
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)

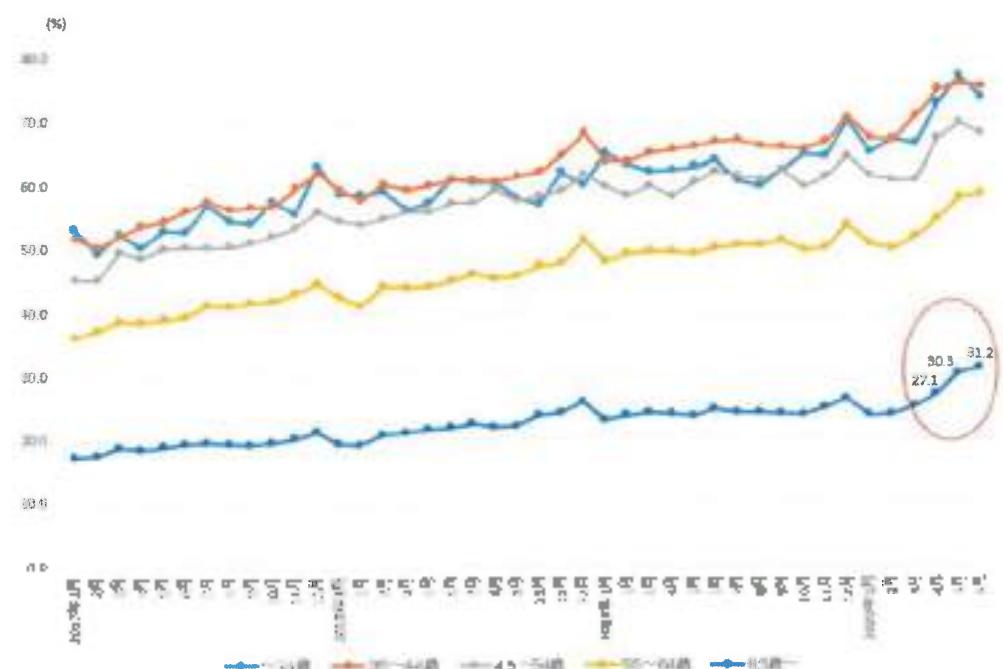


図2 オン・ショッピング利用世帯の割合の推移(世帯を5の年齢階級別)
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)

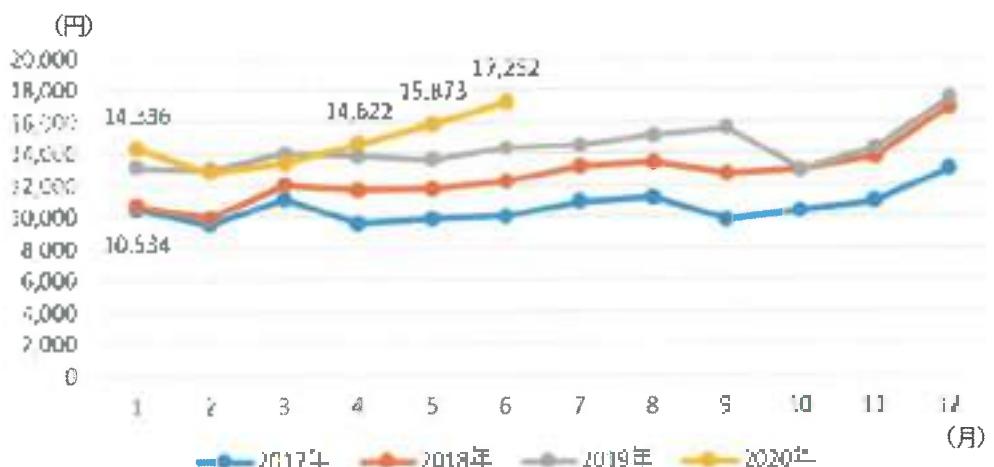


図3 ネットショッピングの支出額の推移
(2人以上の世帯、2017.1～2020.6)

また、一方で上図のようにネットショッピングの普及率はコロナ禍において更に急速に上昇しており、年代に関わらず利用率や利用額が増えていることが分かります。

つまり、こうした時代に対応できない事業者は、経営状態が苦しくなり、従業員を減らし、更には閉店・廃業に至ることも想定され、場合によっては空き店舗やシャッターハン街が今以上に増加すると考えられます。

こうした現状・課題から、地元商店および飲食店の減少を抑止するために、市民に地元での消費を呼びかける、バイローカル運動が必要と考えます。

地産地消と同様の意味を持つバイローカルを広く市民に発信することは、コロナ禍のこの時期だからこそ、特に有益な取り組みであると考えます。

市民の所得を地元商店・飲食店で消費することで、事業所の売上が上がり、売上が上がれば雇用者と賃金が増え、地域内消費へつながる。また取引増加で、別商店の売り上げが上がる。というように地域内経済を好循環させることが重要となります。

例をあげると、市民が1日 300 円、地元商店および、飲食店で消費をしたとすると、佐世保の人口は約 24 万人なので、年間 240 億円が地元消費に繋がったということになります。

バイローカル意識を向上させ、地元消費を促すことは今回のコロナウイルス感染症といった有事の際など、佐世保市の根幹を支える一助になるはずであります。

ただし、バイローカル運動を発信し、地産地消を呼びかけていくことは、一朝一夕に進むものではありません。

冒頭に述べた通り、絶巒破たん・先がどんどん増加している現状を少しでも早く改善できる方策が求められます。

その状況を踏まえ、前年度の提言に引き続き、バイローカル運動を発信していくことを改めて考え、「[地域振興券を使ったバイローカル運動の取り組み](#)」による地域経済の活性化について提言します。

2. 提言内容

提言Ⅰ 「地域振興券を使ったバイローカル運動の取り組み」

前述のようにバイローカル運動を発信し、地産地消を呼びかけ・啓発を行っていくことはとても大切なことです。先までに述べた活動だけでは一朝一夕に進んでいくことはありません。

そこでネットショッピングなどの代わりに地元消費を促していく方策として、地域振興券の発行を思いつきました。コロナ禍で疲弊した佐世保の企業をなるべく早く盛り上げるためにも有効ではないかと考えます。

地域振興券とは

国の緊急経済対策として、若い親の雇用支援・老齢福祉年金などの受給者・所得の低い高齢者層の経済的負担を軽減することにより、個人消費の喚起と地域経済の活性化を図り、地域の振興を資するために発行される商品券などを言います。

額面よりも安い価格で購入でき、利用者は決められた期限を限度に購入できます。地元企業の商品やサービスに利用が出来、様々な企業や商店が参加しています。

地域振興券のメリット

- (1)まだ記憶に新しい、昨年度佐世保市で発行された「させぼ振興券 2020」は発行総額42億7800万で、うちプレミアム率は15%となっていました。また、有効期限があることにより、期限までに使い切らなければならないため、一定の利回りの促しにつながりました。
また、お約りが出ないという性質があるため、使いにくいと言われる反面、額面以上の利回りにつながることも想定できます。

(2) 地域振興券は地域限定の商品券なので、ネットショッピングの購入への支払いには向きません。発行された地域の実店舗利用がメインになるので、こちらも地元消費・バイローカル運動に効果を与えます。

なぜ地域振興券か？

地域振興券を発行して利用をしてもらうことで、地元で循環する金額を増加させることが出来ます。

今回、継続的に地域振興券を発行したいと考えています。これは、継続的に発行することで、地元企業を継続して応援していくこと、バイローカル運動を推し進めていくこと、佐世保市が地元企業を大事にしている市であるとアピールすることに繋がると考えているからです。

地域別、継続的に発行する地域振興券

(仮)させぼ知ってお得！チケット利用イメージ



※チケット利用イメージ①



※チケット利用イメージ②

色々な地域の店舗や企業を知ってもらい、地元消費やバイコーカルの意識を高めてもううたが、地元企業や佐世保市民がお得に利用できる。また、佐世保市が地元企業を大事にしていることをアピールできるチケットについて考えました。

(仮)させば知ってお得！チケット発行について

(地域振興券を継続して発行したい)

「継続発行」の意味

今まで佐世保市でも地域振興券事業は4回ほど展開されていましたが、直近の「させぼ振興券 2020」は販売店や市民に、効果があったということで素晴らしい事業になりました。今回の提言テーマとして、単発ではなく継続的に地域振興券を発行することを考えました。具体的には、使用期限を従来の3~4か月ではなく1~2か月程度にします。また発行回数を1回ではなく、年4回程度に分散、継続して発行するというものです。これは、業種によって売れやすさや販売時期が変わること性に合わせることで、どの業種にとっても地域振興券が有用なものとなるべしと考えたからです。

また、地域振興券事業は、一定の効果があるということが分かっていますが、バイローカルの意識向上や地元商店や企業に対してどのくらいの効果があったかは各店舗の意識調査という形でしか見てこない現状もあります。

そこで今回は地域を認定した形を取り、普段買いたい物に出かけない地域などにどういう企業や店舗があるのかなどを佐世保市民に対して興味を行ってもらうこと、更に、地元企業や商店を実際に利用してもらい、バイローカルへの意識の向上を促していくことを目的とします。

佐世保市の買いたい物がお得であること、佐世保をもっと知ってほしいという意味を込めましたが、佐世保市が継続的にバイローカル運動を啓発していくこと、佐世保市民のバイローカル意識が高まることに繋がります。同時に、佐世保市が地元企業や店舗を大切にしている自治体であることをアピールできると考えます。

地域割りについては、人口の分布をもとに、下記の支所別の人口表、地域構成図より4つのエリアに分けました。

・相浦エリア+北部エリア

・中北部エリア+日平エリア

・東部エリア

・佐世保中央エリア

佐世保中央エリアが約8万人、他エリアは5~6万人の人口分布になります。

それぞれ地域核となる場所である、相浦・大野・日平・大塔・早岐といった場所が含まれており、それぞれの地域を盛り上げるツールにもなると考えられます。

R3.12.1 現在の支所別人口

区分	町名	男				女			
		世帯数	人口 総数	男	女	世帯数	人口 総数	男	女
相 浦	310	106,667	240,424	114,029	126,395	104,335	240,212	112,368	125,223
立 原	105	98,292	238,767	100,097	138,670	98,298	238,540	100,048	138,556
大 塔	17	12,412	27,505	13,867	13,638	12,425	27,475	13,851	13,624
早 岐	25	19,899	32,628	15,518	17,110	19,898	32,615	15,502	17,112
日 平	8	11,740	26,802	12,653	14,149	11,250	26,791	12,624	14,167
大 野	12	7,566	17,673	7,938	9,501	7,572	17,658	7,955	9,503
中 金 屋	15	8,632	18,869	5,408	5,461	8,537	18,862	5,408	5,454
袖 木	11	4,501	9,857	4,793	5,064	4,484	9,841	4,785	5,056
三 川 内	13	8,459	18,675	1,284	1,521	8,450	18,670	1,284	1,529
針 尾	4	783	2,247	1,105	1,222	784	2,241	1,103	1,218
江 上	4	3,020	7,085	3,250	3,835	3,030	7,087	3,285	3,822
宮	7	1,250	2,881	1,342	1,539	1,252	2,902	1,358	1,542
吉 井	18	1,900	4,821	2,242	2,569	1,892	4,828	2,238	2,581
佐 和 頭	16	1,122	2,927	1,374	1,553	1,125	2,922	1,378	1,543
平 久	10	1,111	1,829	851	978	1,110	1,828	852	976
小 佐 タ	10	2,227	5,700	2,725	2,977	2,225	5,697	2,722	2,975
江 直	21	2,058	4,971	2,250	2,721	2,058	4,959	2,249	2,716
血 向	15	1,622	4,081	1,958	2,123	1,617	4,088	1,962	2,124



※地域構成図

(仮)「させぼ知ってお得！チケット」発行事業(年4回)事業計画書(案)

【背景】消費者にアンケート調査を実施したところ、登録小売所の約7割が「効果あり」と回答し、また消費者の約9割が事業を高く評価した結果となった。コロナ禍における個人消費の低迷が依然続いていることなどから、本市内における“地元消費喚起”と“地元購買促進の一助”また“地域住民の生活支援”とするために(仮)「させぼ知ってお得！チケット」を発行することを計画した。

【目的】コロナ禍の中、県外からの流入激減、活動自粛などの影響から、経営破たんをする企業が全国的に増加の一途をたどって、いち中“地元消費”すなはちハイローラーへの意識を高め、これを防ぐ必要がある。

今回、年4回地城券の発行することで、それぞれの地域の店舗や企業を知りながらきっかけにしてもらい、地元での購買を促進することで本市経済の活性化を図ること、実際に各地域での効果を調査することが目的とする。

【内容】

1. 事業主体
2. 発行予定期 1回あたり2.8億円(うち、1.3億円(20%)がプレミアム分)
3. 発行額面 ×500円券×2の6枚(プレミアム分×1枚含む)の6枚(9,000円)を
5,000円で販売(ただし、3,000円)分は市内に本店がある企業のみ利用可※今更除外)
4. 購入上限 1世帯あたり5冊まで(105,000世帯うち3名が購入と仮定)
5. 実施期間 売完期間 1.5ヶ月毎の令和1年あたり)
6. 有効期間(商品券使用期間) 発効後およそ1~2か月間
7. 登録店舗手数料 1,000円(バギヤ/スナッカーに使用)
8. 換金手数料 ①中小企業者・小規模企業者 …0% ②大企業 …1%(商品券回収額×1%)
9. 使也可能店舗は、佐世保市内で事業を営む店舗(事業所)で、当該事業に参加を希望する事業所とする。但し、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。
 - (1)賭博営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第3条第5項に該当する営業を行う者
 - (2)特定の宗教、政治団体と明るい場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - (3)役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
10. 商品券は、物品の販売上には役務の提供などの取引において使用可能、現金との交換は禁
止とする。商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けたための使用は不可・不動産ま
たは金融商品(たばこ・商品券、印紙、謹紙、切手、ハガキ、有価証券、ビール券、図書券、ブ
リーフィングカード等の換金性の高いもの)賭博営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務・国や地方公共団体へ
の支払い(税金・水道料金・市町税・支農等)
11. 振込手数料 1回につき一定額の負担(250円前後)
12. 紛糾は お問い合わせ下さい。

事業計画書(案)についての補足 「させぼ振興券 2020」と違う部分について

- ・**プレミアム率を16%～20%へ引き上げ…**地域別に発行することもあり、特にプレミアム感があった方が良いこと、また全てが500円の券ではいかえるよう、20%にしました。
- ・**利用できる店舗の制限…**発行を全国的に分け、それぞれの発行ごとに利用できる地域を制限しました。これにより、使用できる店舗を探してもらい、それぞれの地区を盛り上げる狙いがあります。
- ・**発行冊数について…**プレミアム率を引き上げたことにより全体の冊数はその分減少させ、継続発行をすること、利用期限が短くなることや利用制限等を作るため、全冊冊数の3割程度が購入すると仮定し、13万冊×4回としています。
- ・**登録店舗手数料について…**パーソナルの意識向上を購入者だけでなく、販売者にも考えてほしいため、イベントに登録する意識づけとして有償とすることを考えました。ステッカーやロゴを統統的に使用するなど、通常の面でも有償にする必要があると考えます。
- ・**換金手数料等について…**使用制限を設ける予定ですが、前回のさせぼ振興券 2020 と同じ水準にしました。

予想効果について

「させぼ振興券 2020」において、普段の買い物ではなく、振興券入手がきっかけとなった商品や、サービスの購入した割合はそれ以前と比べて減少傾向にあり、約 20%という水準になりました。

振興券を利用した目的

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度(今回)
普段の買い物を、振興券で支払った	61.7%	41.5%	74.9%	+5.5% ➡ 80.4%
振興券の入手がきっかけとなった商品・サービスの購入	38.3%	58.5%	25.1%	-19.6%

振興券を利用した目的(年代別比較)



○佐世保商工会議所「させぼ振興券 2020」発行実績概要

これは、コロナウイルス感染症による経済悪化により、普段の買い物に充当されたこと、飲食店への自肃要請や感染症予防のための活動自粛などの要因も含まれるため、コロナウイルス感染症などの要因が解消することにより上昇することが考えられます。

今回提言における振興券の予想効果としては、1年間にわたって実施する事、未だ世界的にみるとコロナウイルス感染症がまだ延している状況を加味し、「させぼ振興券 2020 年」の結果と同じく、24%の予想をさせていただきました。

(仮)「させぼ知ってお得！チケット」予想効果

最終消費額 7.8億円(1回あたり)

(100%発行分が利用された場合)

振興券がきっかけとなった商品やサービスの購入額 1.56億円

(ただし、これに振興券での支払いにあわせ追加支出した現金などの額が加算される)

実際の販売額の中から、最低 6.24 億の需要増加が見込み、実際には支払いに合わせて現金の追加出費も出てくるため、さらなる需要増加額を見込める。

「させぼ振興券 2020」におけるアンケート結果によりこの部分が約6%ほどになり需要増加額の率は全体の 26%となりました。

仮にこの率で計算すると2億を越える需要増加額となります。

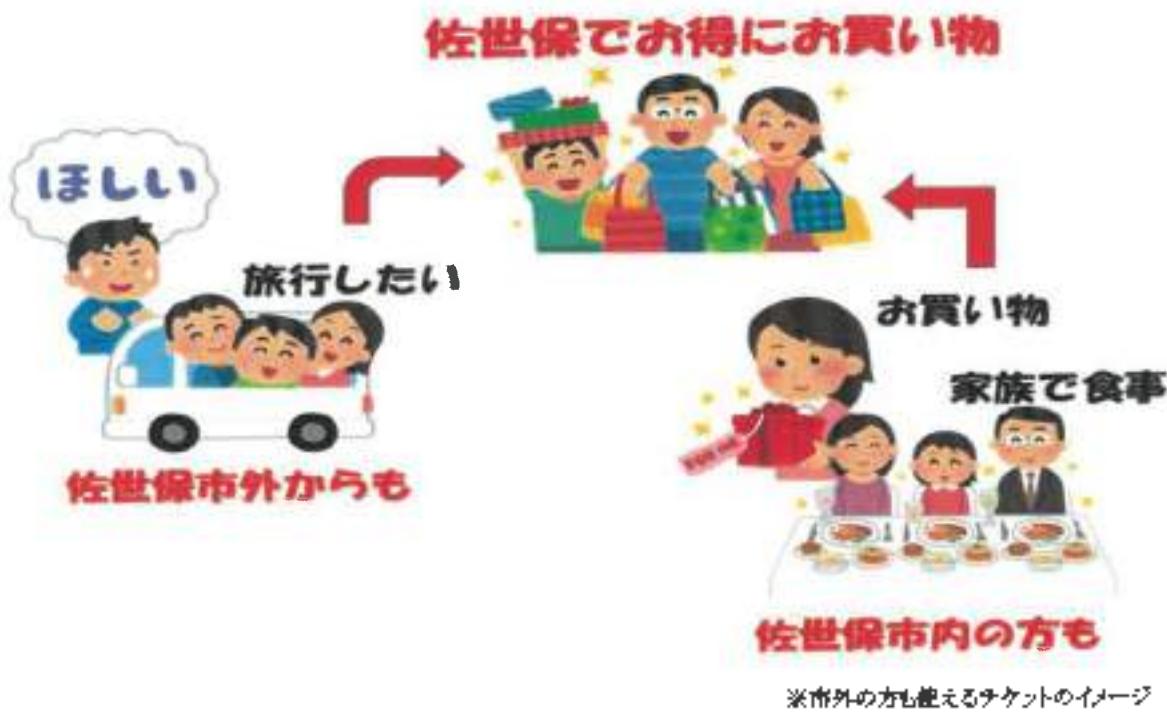
各地域に対して2億を超える需要増加が見込めれば地元へ循環する金額も増え、地元消費の意識が向上することによりさらなる需要増加が見込めます。

また、今回はコロナウイルス感染症対策を含めた佐世保市内での販売・購入の循環を特に考え、市内の方への販売という形にしていますが、継続的な発行が出来る様になれば将来的に外貨獲得のために佐世保市外の方へのチケット販売も考えることができます。

例えば、佐世保市の港へ停泊した観光客に対して販売することで、佐世保市外や県外へ旅行される観光客を佐世保市に留めるもしくはお土産などの販売促進に繋げることができると考えます。

県内でも、志賀市、五島市、小値賀町、新上五島町、佐世保市宇久町で利用できる「ながさせしまとく通貨」の様に旅行先の候補として選んでいたための取り組みがなされ、県外観光客の利用も推進されていました。

コロナ感染症などが落ち着いたときには観光客を呼び込むための方策の一環となり、額面以上の効果が見込めると考えます。



佐世保商工会議所青年部としての取り組み

この地域振興券事業が発足した際には青年部としても、佐世保市内の消費を喚起し、地域経済の活性化を図るために、例えば商店街協同組合や、地域の商店街などに対してのイベントを働きかけることができると思っております。

具体的には、長崎県の諫早市における令和3年11月から発行される「いさはや地域振興商品券事業に係る商店街等消費拡大事業補助規程」のような取り組み、つまり各商店街等が地域振興券発行時に実施する独自のイベントなどに対する支援や広告、印刷物等の補助を行えるような企画の立案を行い、それを商店街協同組合や、地域商店街へ働きかけていくことです。

これにより大型の店舗などに偏りがちな地域振興券消費を、地元商店街へさらに分散させることができ、且つ、地元消費への興味や意識を向上することにもつながると考えます、地域別の発行にすることにより働きかけの活動もしやすくなります。

地域振興券発行事業を利用し、地元店舗や商店街が集客できるイベントを開催することで、売る側にも地元消費やバイローカル運動の意識が芽生え、更に地元店舗が盛り上がるための方策が生まれていくと考えています。

また、商品券発行への取り組みの前段として、次年度以降、コロナウイルス感染症の状況次第になりますが、例えば前半提出させていただいた提言書の中の「させぼマルシェ」のような佐世保市内の事業所を集めたイベント・事業を実施する、もしくは商店街のイベントのお手伝いをさせていただく際に、その中で利用できる商品券として、(仮)させぼ知ってお待ち！チケットを簡易的に発行、運用をしてみるとことでその実用性の有無を検証の一環として報告が出来るのではないかと考えています。

3.まとめ

今回、継続的に発行する地域振興券という提言をさせていただきましたが、昨今では、地域の特性や地域の取り組みを〇〇の街という形で推し出す自治体が増えたように感じます。観光など、外部からの金銭を獲得していくことはとても大切ですが、コロナウイルス感染症や災害といった有事の際はどうしても地元消費に頼らなければならない場面があることが分かりました。

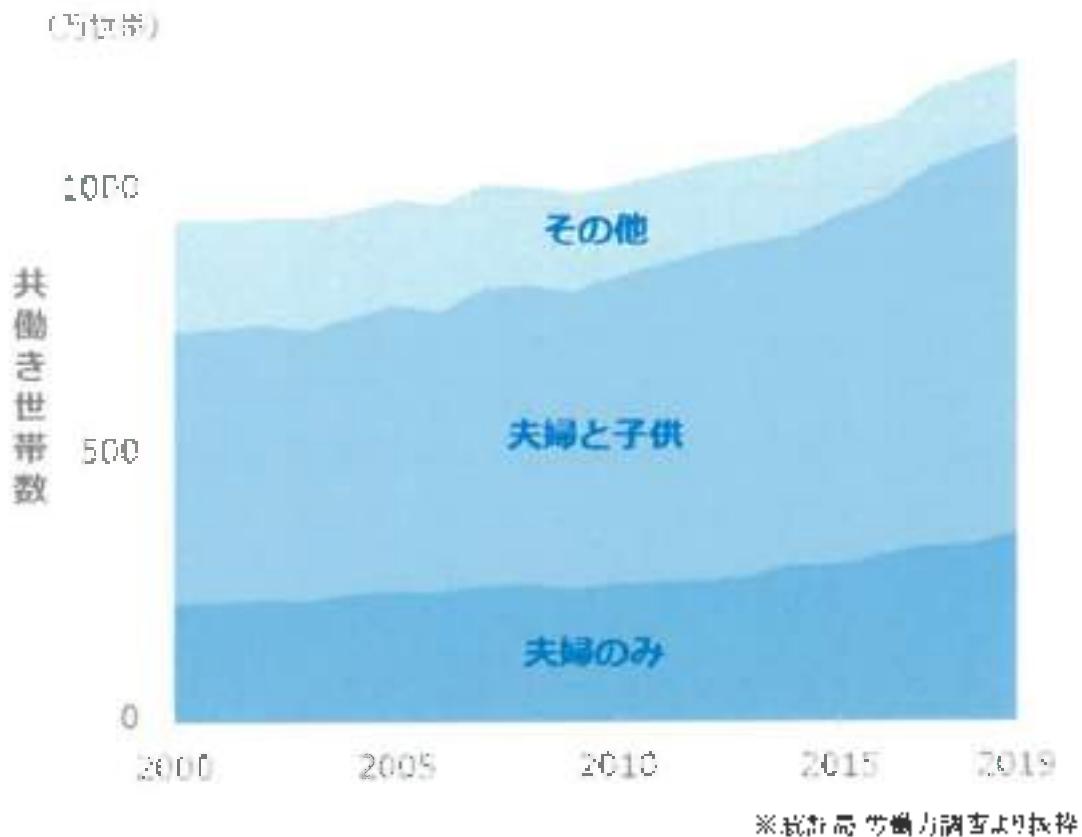
この情勢だからこそ、地元企業を大切に！佐世保の企業が元気に活動をし、佐世保市民に頼り、頼られることが佐世保市を支える二台になると考えます。佐世保市が元気に活動を出来る状態になれば更に市外、県外、海外からの観光客需要を今まで以上に高めることができ、佐世保市内の企業が更に元気になるという好循環が生まれていきます。

佐世保市の財源を利用して、地元の企業や店舗を支えてもらうといつ所で難しい部分は多々あると考えますが、ハイローカルの街、地元消費の意識の高い佐世保市を目指すための第一歩として、各地域を盛り上げていくためにも、改めて検討いただきたいと考えております。

□第2章「育児と仕事ができる佐世保市」を目指す提言

1. 提言の背景

近年、日本においても女性の社会進出は目覚ましく、各企業においても女性の雇用人数は増加の傾向にあり、また男性社員の育児休暇制度など福利厚生の面でも変化がみられてきています。海外に比べるとまだ遅れているとはいえ、共働きの夫婦をベースに社会が対応して、育児と仕事どちらも出来る環境であることが当然といって過言ではない時代になってきていると考えます。



上図にあるように子供がいる共働き世帯が年々増えており、2000 年には 513 万世帯でしたが、2019 年には 745 万世帯となり、約 1.5 倍も増加していることが分かります。専業主婦が減り、家庭の事情を抱えながらハーフタイムや時短で働く方が増えている現状が見えます。

今後、少子高齢化の問題もあり生産労働人口は減少していくことが確実となってきており、女性の社会進出は市場経済においても今まで以上に推奨していくべきであり、課題となってくるのが「育児」と「仕事」の両立です。

この「育児」と「仕事」を両立しやすい家庭を育んでいける街「みせば」として街の発展にもつながる取り組みが出来ないかと考えました。

「育児がしやすい街」となることで移住家庭の増加や、出産に対するリスク低下から出産率の向上、また女性雇用がしやすくなるため企業誘致等にも繋がって行くのではないかと考えます。

佐世保市の企業においても、育休をあけたくてもあげられない企業が多く存在しているのが現状です。育児と仕事の両立のしやすいサポートが存在すれば、このような企業の支えにもなるばかりでなく、佐世保市で働く方々の大いなサポートになってくるはずです。



赤子扶てながらの働きにくい、育児保育施設がないため勤けないといふ
企業と育児世代の現実と背景を考えていません

2. 提言内容

提言Ⅱ 「育児のしやすい環境づくり」

育児のしやすい環境を考えると、様々な要因や課題があるかと思いますが、我々が今回注目したのは、「病児保育」についてです。

病児保育とは保育所や小学校等に通園している子どもが病気になったとき、仕事を休めない親に代わり病気の子どもの世話をするという意味で使われます。

病児保育には、以下の3つの事業模型があります。

- (1)『病児対応型・病後児対応型』: 地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業
 - (2)『体調不良児対応型』: 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」といった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
 - (3)『非施設型(訪問型)』: 地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業
- (1)は病気につかかった子ともや回復途中的子どもを一時的に預かって、保育士さんや看護師さんが保育を行う事業のことを言います。
- (2)は、保育中に子どもが体調を崩した場合に緊急的な対応を行って、保護者が迎えに来るまでの間の児童の安全を確保するものです。
- (3)は、子どもが回復に至らない場合でも回復途中であっても、利用者の自宅に訪問して保育を行う事業です。
- 共働きで子育てをされた方は、保育所や幼稚園等からお子様が発熱をしたのでお迎えに来て欲しいと連絡を受けた経験があるのではないかでしょうか? 子育てされてない方でもドラマや映画等で仕事中に連絡がくる場面をご覧になられたことがある方も多いと思います。

そこで提言Ⅱでは「育児のしやすい環境づくり」へ向けて、**【1】病児保育施設の充実**
【2】病児タクシーの導入、以上2点について提言します。

【1】病児保育施設の充実

・佐世保市の病児保育の取り組み

佐世保市では5か所の施設が「病児保育室」を運営しており、小学6年生までの児童が病気中または病気の回復期に集団生活が難しく、自宅での休養が望ましいと診断を受けたとき、保護者が就労等により自宅で保育をすることが困難な場合に「病児保育室」で一時的に預かってもらうことが可能になります。

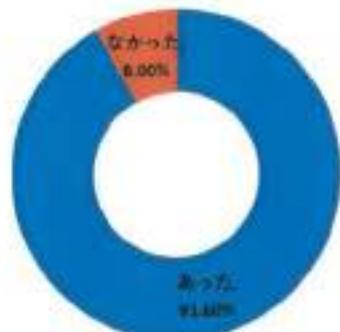
施設名	住所	電話
かんべい小児科 病児保育室	本宮町 4-8	37-5711
病児保育 ひよこハウス	橋高町 20-10	31-7828
さいくら小児科 病児保育室	権常寺1丁目 10-8	39-1905
いわだ小児科 病児保育室	方越町8-15	090-0557-6053
病児保育室 Teddy's (やまときこどもクリニック内併設)	吉岡町 1747-5	37-8813

- 利用時間・期間:8時30分～18時00分、原則として1週間以内(1人所2ヶ月以内)
- 休診日:日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他(病院の事情による場合など)

※佐世保市03-2441-1709参考

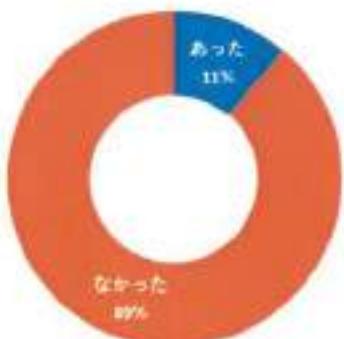
佐世保市の病児保育についてのアンケート

Q.この1年間に、お子さんが院内やけで保育所・認定こども園を休んだことはありましたか？



質問に該当する割合以上が
院内やけで保育所・認定こども園を
休ませたことがあります。

Q.その際に病児保育室を利用されたことがありましたか？



院内やけで保育所・認定こども園を休ませ、
病児保育室を利用された方々
割合は約1割程度となっています。

特徴すべき理由として

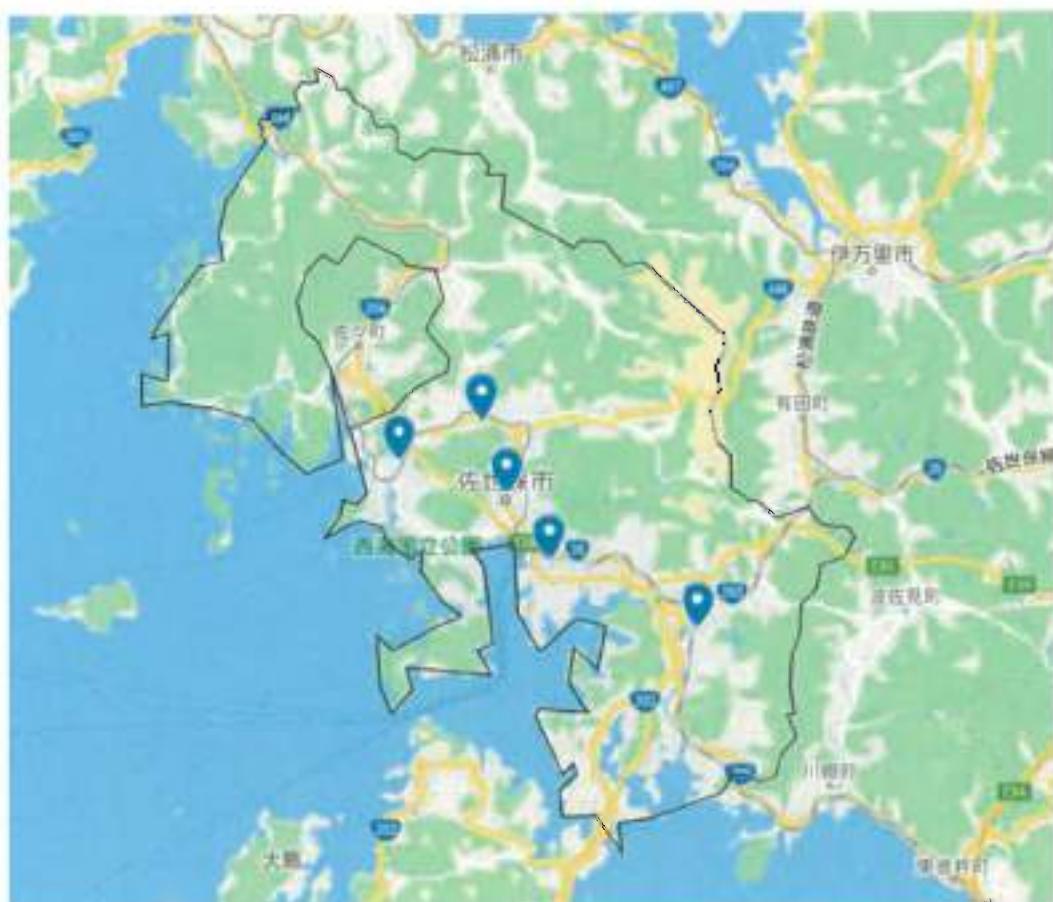
- ①病児保育室があることを知らないかった。
 - ②近くに病児保育室がなく、交通手段もなかった。
 - ③病児保育室から定員超過などにより断られた。
- という病児保育室がまだまだ身近ではないことがわかる理由もありました。

＊平成28年11月31～12月5日までの市立保育所におけるアンケート結果(44枚)

・現在の病児保育の状況

佐世保市内には5件ほどの病院が運営している病児保育室があり、1日の料金は2,000円となっています。どの施設も前日までしくは当日の朝までに予約することとなり、空きがある場合は予約無しで預けられ、仕事に戻ることは可能ですが各病院の病児保育室も、敷地の広さや人材の確保の問題で当日に必ず空きがあるとは限りません。

現状、病児保育を利用したい、利用しなければならないという状況になつたときに、住所や仕事場の近くに病児保育室を持つ施設が無い、迎えやその後の診察に行く交通手段がない方も多くいらっしゃることが考えられます。



※平成3年現在病児保育施設の設置場所

また、この地図を見てもわかる通り、なかなかない病児保育施設も佐世保市の中でも偏った場所にしか存在せず、遠方の施設を仕方なく利用しなければならないという状況が生まれている現状が考えられます。

このように病児保育の現状として病児保育をするための施設が地区によって足りていない問題を解決するために、病児保育が出来る施設を設置すること、そして病児保育を行う人員の問題について考えます。

(1)各保育所や幼稚園に病児保育室設置

一番多い要望として「通わせている保育所等でそのまま預かって欲しい」からの、各保育所別に病児保育室設置が出来るのが最も良いと考えられます。

保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業補助金　令和3年度予算：402億円内訳　→ 令和4年度概算収：469億円の内訳)

【申請】 保育環境において、年齢差を埋め入れるために必要な事業や病児保育室（申請不受理の対象）を実施するため必要な設備の整備等に必要な費用の一括にて支給する
【申請対象】 小規模保育所開設する事
【交付申請】 「 <u>新規開設申請</u> 」「 <u>既存施設改修する事</u> 」
1. 新規開設申請（新規）
①保育所新設促進事業 被申請者が高い地域において、保育所等を開設するため、当該施設の改修等を行う事業 を申請する事（申請不受理の対象）： <u>新規空港設置</u> ・開発事業者（新規小規模開設）が申請に必要な書類を提出する事
②既存保育所（既存新規） ③既存保育所改修事業 既占の施設改修において、既往元の施設改修で完了せられるとあるの事業の改修等を行う事業 ④分離開設事業 既存施設の施設を複数子とし、異なる分離改修の必要な施設の改修等を行う事業 ⑤新小規模保育所 既存施設改修として、既存施設に新施設を併設改修するとの改修等を行う事業 ⑥完全内装事業 支給対象として、施設中の事務用上対象に必要な改修の施設の内装の個人名を行な事 ⑦既存保育室（既存不適切改修）改修事業 既存改修が既存の体調不適切の対象を実施するための必要な改修の改修等を行う事業 ⑧既存一時預かり施設事業 既存一時預かりを実施するための既存の施設の改修等を行う事業 ⑨新設由来者（そび新設開設事業）における既存見受け入れ支援事業 既存改修を含む一時預かり施設を設立してない自動車に一時預かり施設を設立するための必要な改修の改修等を行う事業
【既存施設改修等事業】 既存施設の向上等を目的とする ・既存施設の向上等を目的ため、老朽化した施設や、アーチ・シングル・カーペット等の既存の施設の個人や空間及び設備等を切り替える
【改修基準】 1. 木造西日本基準　2. 既存改修基準 (1-1, 1-2, 1-3) 3. 既存改修基準 (2-1, 2-2, 2-3) 【改修料率】 2-手の基準　国1-2, 改修料率 不適用時1-4, 事務室1-4, 2-手改修の基準　国1-2, 申請料率1-2 3-手改修外方基準　国1-2, 改修の基準1-2, 内店舗用1-2, 3-手　国1-3, 改修基準　中規1-2-3

28

※厚生労働省 令和4年度保育環境改善事業要求の抜粋

保育対策総合支援事業費補助金が前年度から67億円増額していることから、国が保育事業に力を入れていてることが分かります。

保育環境改善等事業の基本改革事業の②病児保育事業(体調不良対応型)設置推進事業の病児保育事業(体調不良対応型)を実施するために必要な改修等を行う事業となり、既存の保育所等の改修等に利用可能でないかと考えられます。

体調不良対応型の場合で才と実施場所は保育所又は医務室が設けられている、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること、「病児保育事業の実施について」の一部改正についてより参照以下※1と表記)と定められており幅広い事業所で補助金が適応可能だと考えられます。

職場を早退せずに済むことは心理的不安を取り除くことになり、職場での他の従業員への負担軽減にも繋がります

職員の配置ですが、(※1)看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2人程度とすることと定められており、また(※1)本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うことと定められており専門の職員が常駐の必要があります。人員確保のために行政の事業所に対しての補助金、助成金が必要と考えます。

(2)空き家を活用し病児対応型・病後児対応型の施設を新設

保育所等整備交付金

(令和4年度予算) 交付分枠内 → 「令和4年度概要書」をさしあげて申請書式

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所による施設整備申請及び保育所等の整備整備費の実現に資する施策に充てるため、市町村に交付金を交付する。

(3) 市町村が作成する保育所等の整備計画(市町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を実施するため、支那補助法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・小規模保育事業
- ・認定更賀園事業
- ・幼児托育施設化整備事業

【申請要求】

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染拡大対策のため、大規模施設の改修事業に感染症対策のための改修(トイレ、窓等の換気の強化、各種施設の蛇口の強化等)を新規又は既存。(事業費300万円以上のものを交付)
- ・幼児托育施設化整備事業にかかる改修等に必要な経費。

【実施主体】 市町村

【特徴主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財團法人、学校法人等
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国：1/2、市町村：1/4、設置主体：1/4

(子育て安心プランに参加する等一定の条件を満たす場合)
国：2/3、市町村：1/12、設置主体：1/4

20

保育所等改修費等支援事業

(保育所等改修費等支援事業 令和3年度予算：4,020億円の内訳 → 令和4年度概要書：4,699億円の内訳)

【趣旨】

保育施設を活用して民間業者を設立する限り、幼稚園において是れ改修から民間業者を設立する際、認可の保育施設の認可、改修等の整備費を負担するために必要な改修費等の一部を助成する。

(3) 教育部長の認可、改修等の整備費が負担する場合にかかる、保育施設等の改修等を負担するため、必要な改修費用の一部を助成するため、平成27年度に創設。

【対象事業】 (1) 保育明細による保育所等改修費等支援事業 (2) 小規模保育改修費等支援事業 (3) 幼稚園における事務簡便化及び改修費等支援事業 (4) 幼稚園化移行改修費等支援事業

【実施主体】 市町村

【補助率】 小・中学校等改修費等支援事業、12箇月改修費等支援金に参加する等一定の条件を満たす場合

(1) 整理番号1は老若扶助の場合は	5,000千円	(①) 20,000千円、(②) 25,000千円
(1) 施設あり　(2) 施設なし	27,000千円	(①) 32,000千円、(②) 35,000千円
(3) 施設あり　(4) 施設なし	56,000千円	(①) 60,000千円、(②) 63,000千円
老若扶助の場合は	27,000千円	(①) 30,000千円
(2) 老若扶助の場合は	22,000千円	(①) 32,000千円、(②) 35,000千円
(3) 老若扶助の場合は	22,000千円	(①) 32,000千円、(②) 35,000千円
(4) 老若扶助の場合は	22,000千円	(①) 32,000千円、(②) 35,000千円
(5) 老若扶助で行う場合は	22,000千円	(①) 32,000千円、(②) 35,000千円
(6) 老若扶助で行う場合は	2,400千円	

(4) 未開拓事業へ補助要件の適用を認めるに取組高率を決定する。

【補助額】 (1)～(4) 国：1/2、市町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市町村：1/2

(子育て安心プランに参加する等一定の条件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市町村：1/12、設置主体：1/4

(5) 国：2/3、市町村：1/3

21

※厚生労働省 令和4年度保育制度等整備事業の規定から抜粋
佐世保市では約5200棟以上(平成27年度佐世保市住宅実態調査)の空き家があり
佐世保市空家等対策計画概要(3)、空き家等の活用の例として子育て支援をあげて
います。

佐世保市空家等対策計画【概要】



新世界トトロードの妖怪

佐世保市空家等対策計画に基き保育所等整備交付金、保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業を利用して施設設置が可能ではないかと考えられます。各小学校区内に最低1棟あるのが理想だが、立地条件なども加味する必要があるます。

病児対応型・病後児対応型の場合、実施場所として(※1)病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

- ア 保育室及び児童の静養又は病離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
 - イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
 - ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

と定められており、2階建ての家屋だと1階は通常保育をし、2階は病児保育室といった専用スペースを設けることができます。平屋でも仕切りがあるため対応可能です。また調理スペースは各所が既にあるため対応可能です。

空き家を活用することで倒壊の恐れもなくなると考えられます。また賃貸物件として家主の収入増加、生年保証の税収増加にも繋がると考えられます。

職員の配置ですが、(※1)病児、病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することと定められておりますが、保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。

ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等で迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

A 利用児童がいる時間帯の場合 (a)～(d)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

- (a) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- (b) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。
- (c) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- (d) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

B 利用児童がいない時間帯の場合利用児童が発生した場合に連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに赴勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能な職員体制が確保されていれば、利用児童がない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(注)保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則(必須条件)とするが、以下の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、職員の配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めることにより、その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。と定められており、近隣病院や保育所等と連携が取れていれば常駐の必要がないということです。つまり、病児保育を充実させるためには関連各所の連携の協力構築が必要不可欠です。

- (1)各保育所や幼稚園に病児保育施設設置
- (2)空き家を活用し病児対応型・病後児対応型の施設を新設

(1)、(2)いずれの場合でも施設が出来た後の人員確保という面が問題になることが予想されます。

そこで、現在退職されている元看護師、元保育士を利用児童がいる場合のみ派遣し保育して頂くという事業も必要だと考えます。仮称として育児保育派遣事業とします。

育児保育派遣事業の概要としては行政の窓口で必要書類を提出後に登録し、利用児童がいる場合行政から登録者に連絡し可能な登録者は育児保育施設に向かうという内容です。

施設としても、毎日病児が何人来るか分からぬ状態で預かるための場所の確保、人員の確保をしなければならないという現状があるために、施設の充実を図るにはとても難しい状況であると言わざるを得ません。

人員の確保という面においてはこの育児保育派遣事業があれば改善できるのではないかと考えています。

【2】病児タクシーの導入

保育所等でお子さまが体調不良となった際、保護者が仕事等で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師又は保育士が保護者の代わりに迎えに行き、診察後、病児保育施設にて一時的にお預かりする事業、【1】での施設を増やせない場合など既存施設をもっと利用してもうかる為の提言です。



病児タクシー利用の流れ

事前登録

利用希望者は、事前に児童の情報等を施設に必ず登録しておく(複数登録可)

- ① 病児が出た場合にまずは保育施設等から保護者へ連絡をする。
- ② 保護者から病児保育施設へ連絡をして、病児タクシーの依頼をする。
- ③ 病児保育施設から利用可否の連絡をもらった上で保護者から保育施設へ病児タクシー利用の旨を伝える。病児保育施設はタクシー会社に連絡する。
- ④ 連絡をもらったタクシー会社は病児保育施設にタクシーを派遣する。
- ⑤ 病児保育施設に到着後、看護師を乗せて依頼のあった児童を迎えに行く。
- ⑥ 医療機関にて診察を行い、その後病児保育施設にてお預かりをする。

保護者の迎え

保護者は、病児保育施設に児童を迎えに行く。タクシーでの自家送迎は無し。

利用料金

・送迎に係る経費(タクシー代等)	無料
・診察に係る経費(受診料等)	実費
・病児保育の利用料	2,000 円

事前登録者

こちらは現在の佐世保市の病児保育室を利用する為の利用登録書です
これだけでは病児タクシーを行うには不十分だと考えられるので、新潟市の送迎登録書の上うな送迎用の登録書も必要だと考えます。

また空き家を活用した病児保育室の場合、預ける前に診察をしてから預けるので病児保育室の職員への引き渡しとして、医師連絡費も必要になると考えられます。

新修四庫全書

病児タクシーの効果

病児タクシーを利用できることで、育児をしながら働く方に対しての子供に何かあれば早退を申請しなければならないなどの、心理的な不安を改善することが出来ます。パートやアルバイトの仕事は時給なので早退した場合、収入が減ってしまいます。早退せずに済めば収入も安定し、雇用の安定にも繋がると考えられます。また、色々な病気が流行してしまった場合に普段の預かり先が一杯で断られるなどの事例も多少改善されると考えます。

有事の際にすぐ病院にかかることが出来るような環境が整っていくことで、育児をしながら仕をする方への一助となっていました。



※長崎県 TIP より抜粋

またそういう環境を目指すが主導することが企業や移住者が増える要因となり、地域経済も発展すると考えられます。特に佐世保市においては創業支援を推進しており、全国的に見ても極めて高水準の金銭面の優遇や補助をされています。金銭面以外の部分へ不安を持つ創業希望者へのアプローチにも繋がると考えます。

これは昨今色々な場面で掲げられているSDGs(持続可能な開発目標)の観点においても非常に重要で、若い世代が少ない人数で、なかなか育児をしながら仕事をする環境を整えることで、佐世保市でのさらなる創業者の創出や、共働き世帯の出産などで人口減少の抑止にも繋がると考えられます。

長崎県におけるSDGsの位置づけ

SDGsの「持続的で、誰一人取り残さない」社会の実現という理念は、本県がこれまで進めてきた各階層と方向性を重ねるものであり、新たな標準を確立していくうえで重要な役員であります。環境、教育、経済、また医療などの複数の分野において、SDGsの概念を盛り込んだ取組を進めることで、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していきます。

＜実現するための3つの柱＞

青森県（めざす夢）

地域で活躍する人材を育て、

未来を拓ひ拓く

- 周内企業において、働きやすい職場づくりが飲み会等が県内外で実施・活動している。
- 将生者が増加し、地域の全ての担い手となって、和やかな社会を実現している。
- 個人が家庭と共に地域・社会・財政・文化・芸術等で、安心して子育てができる社会となっている。
- 誰もが笑顔でやって生きあい、互いの人生が尊重され、一人一人の暮らしと生きがい、地域活性化に貢献していくことができる地域共生社会を実現している。

新潟県（めざす夢）

力強い結果を育て、

魅力あるしごとを生み出す

- イーブンインバーンションの取組が古巣となり、新たな委託産業を含めた佐賀分野の新規の創出・育成が進み、開港の進出が堅化している。
- 本県から出でた多くの魅力を持った「観光モデルづくり」や、外国人、帰郷者、戻郷者など誰もが安心して旅行を身に着くことができる周辺都市が立ちこめて、純化活性や隣接商業街が活性化し、地場の競争力が活性化している。
- スマート農林業、水産業の革新により、生産性の向上、生産現場の没落が解消され、所得が向上することを、多くの本郷から農業される基盤として確立している。

福岡県（めざす夢）

夢や希望のあるまち。

持続可能な地域を創る

- 改善した行政運営のまち市町の行政サービスを提供され、地場活性を行なう多様な主体ができる、人口減少に対する持続可能な地域社会づくりが進んでいます。
- 九州幹線或九州ルート（武雄温泉～北九）の開通により、東海人口の流入率が回復し、地場が活性化している。
- 内陸部にあり、成長・発展の新しいアジア地域を中心とした世界中から今までにない人の流れを生み出すことで、少な人口の縮小による観光・休養は次の活性化、良質な雇用の創出の好循環が生まれている。
- 民民一人一人の自主的起業熱や企業立地意識の高揚が叫ばれ、県民が自らに安心して暮らしている。

※長崎県IIPより改作

長崎県のSDGsと佐世保市のSDGs

このSDGsの観点は長崎県においても重要視されており、SDGsの位置づけとして実現するための3つの柱を掲げられています。

そのなかの一つの柱である、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」の中にもある様に働きやすい職場づくり、創業などによる移住者の増加、妊娠・出産や子育てが安心してできる環境づくりは今後の自治体において大きな課題となっており、病児タクシーはこの環境を整えるための方策として特に有効であると考えます。

また、仕事をしている方が安心して休まずに勤げる環境は労働人口が減少の一途をたどる現況、今後も経済活動を継続していくための方策の一つとしても役立つと考えています。佐世保市としてもSDGsへの取り組みを実施していくことはもちろん、取り組みを打ち出しアピールしていくことも大切になっていきます。病児保育に対する取り組みだけではなく、育児と仕事が出来る環境を整えた街になることは労働人口の維持という意味合い以上に佐世保市の行政をアピールする機会ともなり、広報にも大きなメリットになると考えています。

佐世保商工会議所青年部としての取り組み

この病児保育に関する提言においてはこういうサービスがあるという案内と普及活動が特に大切になると考えます。会員企業がこういったサービスを利用することはもちろんですが、佐世保商工会議所青年部は研修活動を定期的に行ってるので、起業者・経営者の方々に対して現在の病児保育の内容や利用方法などを伝え、それを会社としてどう生かすかなどのセミナーを行うことで、出産や育児を控えた従業員への理解ができ、不寛容のない対応や人員確保を行いやすくなることができると思います。育児をしている家庭の会員が多いので、夫婦双方に呼びかけをし、経営者としての意見、親としての意見どちらも聞くことが出来ると考えます。

3. まとめ

共働き世帯の割合が増え、家族の在り方が多様化をする中で、それぞれの家庭、家族に様々な問題や不安があることがわからました。

佐世保商工会議所青年部としては、その中でも企業に関連するテーマとして、病児保育について考えました。病児保育施設が充実することにより、育児中の方の雇用がしやすくなったり、従業員の出産時の雇用継続がしやすくなったりと地域商工業に対しても大きな効果があると考えます。

一方で病児保育施設が佐世保市内に5カ所しかないという現状は、5カ所しか対応できるところが無かったといいえ、病児保育施設の運営が難しいことを表しています。病児保育が日の患者数の増減に振り回されずに運営できることこそが育児をしながら働く方への不安解消につながります。

まずは病児保育施設を増やしていくことだと考えます。その内で付随してくる人員の部分は登録制にして現在働いていない方への労働を促すことにつながり、運営施設の負担も軽減できます。近所に病児保育施設がある佐世保市を目指して、病児タクシーの送迎サービスを拡充させていくことで、行きつけの小児科を利用しながら近くの病児保育室で預かってもらうなど様々なニーズに合わせた病児保育が実現できると考えています。

病児保育が出来る環境づくりは育児という大きなかくくりの中においてはとても小さな歩みかもしれませんが、SDGsの項目にもある、住み続けられるまちづくりを達成する為にも大切な一歩になると考えています。

SDGsについては、今後取り組みが必要なものとして色々な場面で耳にするようになりました。是非佐世保市としても仕事と育児が出来る環境づくりで、労働人口を確保つつ、住みやすい街のアピールをしていただきたいと考えています。

□おわりに

政策提言書を作成するにあたり、今年度政策提言委員会では前年度までに出された提言テーマなどを改めて共有すること。次年度以降に引継ぎをしっかりとしていくことで、次年度以降の提言内容に厚みを持たせていくことを特に意識しました。

地元消費・バイローカル意識の向上を促す取り組みとして、「継続的な地域振興券を発行する取り組み」という提言テーマを取り上げたのは、先世保市としても今までに複数回取り組まれており、実際に結果、データが出ていてこと。親会である佐世保商工会議所が大きく関わっていて、我々青年部としても提言の出しづらくならず、実現する過程の中で何かしら関わっていけるとの思いからです。前年度も課題になっていたつかの間における経済対策も債務となっており、前年度に提出された提言書の中から特に今年度も必要なテーマとして改めて取り上げさせていただきました。

また新たなテーマとして「育児と仕事ができる佐世保市」という提言も提出させてもらいました。今回は病児保育について特に考えましたが、地域商工業を支える若手経営者としても自分の家族や、従業員、今後佐世保で働く方々が出産や育児のことで悩まない環境づくりは、経営者の視点親の視点どちらから見ても必要なことではないかと考えています。

昨今 SDGsを原動力とした地方創生をうたわれるとともに増えました。行政機関と連携を取りながら持続可能な地域づくり、住みやすい郷土づくりを目指して共に活動していくかと考え、本提言書を作成いたしました。

今後とも地域の為の活動を協働させていただきたいと考えております。

最後に、このような社会情勢の中で今年度も意見交換をさせていただき、多大なるご理解とご協力を頂きましたことを厚く御礼申し上げますとともに、行政機関関係者の皆様方を通じて今回の提言書を主とめることができ、重ねて心より感謝申し上げます。

佐世保商工会議所青年部
担当副会長 山口 貴史

政策提言委員会
委員長 古賀 久貴

□付録

令和3年度政策提言委員会 名簿

政策提言委員会 担当副会長 山口 貴史
政策提言委員会 委員長 古賀 久貴
副委員長 瑛元 佑輔
委員 足立 香奈子
委員 一瀬 港
委員 上田 健一
委員 采井 洋介
委員 高田 卓司
委員 馬場 博海
委員 松川 幸平
委員 松本 宇央